

第二十六條 本支部は左の事業を行ふ。

- (一) 共濟
- (二) 講演
- (三) 職業紹介
- (四) 圖書閲覧
- (五) 法律顧問
- (六) 貯金
- (七) 爭議調停
- (八) 消費組合

第一 共濟は會員相互間に不幸災難出産入管結婚等の場合に左の細則に基き會費共濟金の内より金品を贈り相愛扶助の實を果てるものとす

第二 講演は隨時に開催し學者本部長又は各支部の有志を招聘して講演を乞ひ會員有志も奮つて演壇に立ち會員の心身の發達及地位の向上に資することを目的とす

第三 職業紹介は會員は勿論會員ならざるものにも職業紹介の勞を採るものとす

第四 圖書は圖書部を設け勞働問題及職業上有益なる圖書を蒐集して會員一般の閲覧に供するものとす

第五 法律顧問は會員の身上に法律上の相談必要ある時は本部付法律顧問に一切を相談するものとす

第六 貯金は會員各自又は會員團體にて貯金をなす方法を請じ會員に勤勉貯蓄の美德を養ふ事とし一切の事業を支部にて管理する事とす

第七 爭議調停は職業上及社會上會員の身上に爭議の起りたる場合其調停の勞を採るものとす

第八 消費組合は會員相互に出資して物品の購入をなし元價を以て之を供給するものとす但場合により相當利益を見て利益を會の基金とする事あるべし

第二十七條 共濟部細則

(一) 本會員にして死亡したる時は香奠として金貳拾圓を贈る事

(二) 本會員の家族死亡の場合金五圓を贈る事

(三) 本會員疾病の爲め休業二十日以上に及ぶ時は見舞金五圓を贈る又二十日以上四十日に亘る時は金貳圓を贈る事更に休業する時は其月の會費を免除する事

(四) 本會員にして職業上負傷のため休業一週間以上に及ぶ時は金貳圓を贈る事但一週間に亘る時は金壹圓を贈り尙更に休業する時は疾病條項に準ず

(五) 本會員にして火難に逢ひたる時は金五圓を贈る事水難又同じ

(六) 本會員にして出産のありたる時は金貳圓を贈る事

(七) 本會員にして初婚妻持の際に金拾圓を贈る事但家庭の後繼者に限るものとす

(八) 本會員家庭に結婚のありたる時は金五圓を贈る事

(九) 本會員にして入管する時は現役金五圓豫備金貳圓を贈る事

(十) 本會員にして病氣老年職に堪へず工場を退く場合は金五圓を贈り餘別とす

第二十八條 本會より見舞金香奠祝金等を受けたものは書狀を以て廻禮に換ゆる事

第二十九條 本會員の死亡したる時は會員一同會旗を立て見送りをなすべし又家族の時は會旗を

持て其部より一名全會員の代表者一名を其場に列席せしめ用意を表す但其の都度相談の上に依る事

第三十條 本會會費は如何なる場合と雖も之が拂戻しをなさず

第三十一條 細則第七章二十二條以下共濟規定は入會後滿二ヶ月を経ざれば請求する權利なきも

第三十二條 本會々則及規定は幹事會の決議を経て會長の許可を受くるにあらざれば修正する事を得ず

第三十三條 本會則及規定は大正九年七月二日より施行す

大正九年七月二日